

市民オンブズ岡崎

ホームページ <http://www6.ocn.ne.jp/~onbokaza/>

NO.73

岡崎市伝馬通 2-33 千賀ビル 3F

「市民オンブズ岡崎」事務所

TEL&FAX(0564)25-9667

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2010. 9. 28

9月3日 控訴しました

公文書（ガス化溶融炉の技術提案書）非開示処分取消請求の地裁裁判を不服として、9月3日名古屋高裁に控訴しました。これからもご支援をよろしくおねがいします。

上記当事者間の名古屋地方裁判所平成20年(行ウ)第110号公文書非開示処分取消請求事件について、同裁判所が平成22年8月23日に言渡した判決は全部不服であるから、控訴人は控訴を提起する。

第1 原判決の表示

主文

- 1 本件訴えのうち、公文書一部非公開処分による非開示部分の開示の義務付けを求める訴えを却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告の負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁は平成19年10月16日付でした公文書一部非開示処分(ただし、平成20年6月30日付け異議決定により一部取り消された後のもの)のうち、別紙1 公文書目録記載の公文書に関する部分を取り消す。
- 3 処分行政庁は、控訴人に対し、別紙1 公文書目録記載の公文書のうち、別紙2 開示部分目録記載の部分以外の部分を開示せよ。
- 4 訴訟費用は、第1、2 審とも被控訴人の負担とする。
との判決を求める。

第3 控訴の理由

控訴の理由は、追って準備書面で提出する。

全国市民オンブズマン北陸・富山大会開かれる

9月4、5日、富山で全国の市民オンブズマンが集まり2日間にわたって情報交換と討論を行いました。そこで発表された大会宣言を掲載します。

大 会 宣 言

2010年9月4日から5日にかけて、私たちは、「予算づくり、市民も参加せんまいけ！」というメインテーマを掲げ、第17回全国市民オンブズ(マン)北陸・富山大会を開催しました。

わが国の財政は国も地方も危機的状態にあるといわれながら、そもそも予算がどのように決定されたのか、市民が容易に理解できる状況にあるとはいえません。そこで、私たちは今回、47都道府県と18政令市を対象に、予算編成過程の情報公開度を調査しました。その結果、予算編成過程を透明化している自治体や、住民の意思が反映できる制度を設けている自治体が極めて少数であることが判明しました。

また今回は、全国の855都道府県、市および区すべてを対象に、はじめて一斉アンケート調査等による情報公開度ランキングを行いました。その結果、これまで情報公開度ランキングの対象となっていなかった市・区の情報公開度が低いこと、開催地富山市を含む複数の自治体で情報公開請求を首長が一方的に拒否できることを内容とする“濫用”禁止条項が制定されていることが判明しました。

政務調査費の情報公開では、領収証以外の情報の公開がいまだに遅れているのみならず、領収証自体にもマスキングがなされているといった問題が明らかになりました。

民主主義の発展のためには、国・地方自治体が説明責任を尽くし、十分な情報公開を行うことが不可欠ですが、今回の調査結果を見る限りいずれも不十分と言わざるを得ません。

その一方で、住民訴訟で勝ち取った請求権を議会が放棄するという住民自治を形骸化させる状況や、訴訟費用の敗訴者負担原則を安易に住民訴訟に適用する判決が行政監視活動を萎縮させる状況も存在しています。また、地域経済を保護するとの名目で入札制度改革を後退させる動きも生じています。さらに、住民訴訟のような制度をもたない国政においては、地方以上に民意を無視した事業や公金支出も相変わらずまかり通っています。

私たちは、今回の大会報告や討議をもとに、市民のための地方自治・財政民主主義の実現をめざし、以下の6点を大会宣言とします。

記

- 第1 予算編成過程の情報公開・説明責任を徹底するよう自治体に求めること
- 第2 実施機関の一方的な判断による情報公開請求拒否条項は憲法で保障された知る権利を侵害することを確認し、この条項を制定した自治体には改正を求めていくこと
- 第3 政務調査費情報を透明化するよう議員・会派・議長に引き続き求めていくとともに、議員・議会の活動を注視していくこと
- 第4 公益活動である住民訴訟の訴訟費用は原告の負担としない立法化等を求めていくこと
- 第5 地域経済の保護に名を借りた入札制度改革の後退を許さないこと
- 第6 国に対する公金検査請求訴訟制度の制定をめざす活動を引き続き行うこと

2010年9月5日

第17回全国市民オンブズ(マン)北陸・富山大会参加者一同

愛知県企業庁で聞いてきました！トヨタのテストコース造成事業

〈トヨタのテストコース計画〉

8月例会で、市民オンブズでトヨタのテストコースを取り上げるのは、企業庁が土地の買収にあたり土地収用の理由をどうしているのか、1企業の便宜を図るために不動産業のまねごとをする公共事業として問題がないだろうか？取得の仕方とその理由を問い合わせることになりました。

そこで、8月30日、愛知県企業庁に説明を求めるため出かけてきました。

担当は研究施設用地開発課（自治センター9F）でした。

1 企業庁が土地の買収にあたり土地収用の理由をどうしているのか

岡崎市、豊田市にまたがる660haの買収は任意買収であり、収用ではない。現在90%ほど買収は進んでいる。買収に応じた地権者は、租税特別措置法の工業団地の造成にあたるので、取得価格から1500万円の税控除が受けられるとのことでした。1企業が買収したのでは取得税の控除が得られないために、トヨタに便宜を図るため企業庁が工業団地として造成工事を企画した。

企業庁の買収は、一般的には市町村に要請をする形を取るけれど、今回の計画は非常に大きな面積の造成となるので、岡崎市、豊田市に要請するとともに、企業庁自らも動き、三者で買収交渉に当たっている。

2 事業計画の経緯

実はトヨタは30年前に独自でこの開発計画を立てたが、その時は地元の猛反対にあい挫折した経緯があるとマスコミにとりあげられていたが、1企業の便宜を図るために不動産業のまねごとをする公共事業として問題がないだろうか？との質問に対し、今回の事業は平成18年に地元代表からトヨタに対して工業立地の申し入れがあり、また、豊田市などへ要請がなされたところからスタートしているとの説明だった。

3 1企業の便宜を図るために公金を支出する公共事業として問題がないか

環境影響調査や地質調査、造成費など全て最初からトヨタと契約をして、お金をもらって事業を進めているので企業庁として持ち出しは一切ない。愛知県は土地の先行取得する必要があって、企業庁ができたと思うけれど、1企業の便宜を図るために事業を立案するということが果たして良いことなのだろうかという疑問は残った。ただ担当者は、そうしないとき他県に研究施設を持って行かれて県の企業が衰退する危惧があるといていた。

4 トヨタには富士にテストコースがあるのに、なぜ必要とするのか？

トヨタによれば、富士のテストコースは10年先の開発のためのコースであり、今回のコースは発売間近の開発車の走行テストに使うので使い道が違い、現に豊田本社にあるテストコースが手狭になって、一部を富士テストコースに回しているくらいで、近くにテストコースを必要としているということだった。田原工場のテストコースは周辺から見られるおそれがあることから不適當ということで、本社に近いところ

が求められている。

5 さいごに

愛知県がこの事業を行わないとしたら、岐阜県や三重県に持って行かれ、自動車産業そのものが移動していってしまうことにもないわけではないので、愛知県として有意義な事業であると考えているとのことだった。

このような説明を受けて帰ってきましたが、高度成長期を終えた現在、企業庁の存在自体もいないんじゃないか感じてきました。さらに検討しましょう。

協力者募集

今年も岡崎市議会議員の政務調査費の文書開示
政務調査費の用途を調査してくださるスタッフ募集
参加連絡は市民オンブズ岡崎 渡邊まで

市民オンブズ岡崎の月例会は5月から毎月第1木曜日に変わりましたが、10月は代表の都合により第1金曜日に変更します。

例会の案内

10月8日(金)PM7:30~

「市民オンブズ岡崎」事務所

日程を変更していますので、間違いないように！